

## 渋川市誰もが働きやすい職場環境づくり応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、男女共同参画及び共生社会の実現に資することを目的に、労働者が安心して働ける職場環境を整備し、労働力の確保、雇用の定着を促進するため、職場環境の改善に取り組む市内中小企業者等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、信用金庫法（昭和26年法律第238号）第2条に規定する信用金庫、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第2号に規定する信用協同組合又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第4条に規定する農業協同組合のいずれかに該当するものをいう。ただし、常時使用する従業員が300人を超えるものは除く。
- (2) 改装 事業所の増築、改築及び改修をいう。
- (3) えるぼし認定 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）第9条の規定に基づく認定をいう。
- (4) プラチナえるぼし認定 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定をいう。
- (5) くるみん又はトライくるみん認定 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）（以下「次世代法」という。）第13条の規定に基づく認定をいう。
- (6) プラチナくるみん認定 次世代法第15条の2の規定に基づく認定をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1のいずれかに該当し、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 申請日時点で市内で営業している事業所を対象としていること。
- (2) 前号の事業所に申請日時点で1名以上の労働者が配属されていること。ただし、補助金を申請する年度内に、当該事業所に配属する労働者の新規採用活動を行う場合はこの限りではない。
- (3) 関係法令及び公序良俗に反していないこと。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす中小企業者等とする。

- (1) 新設又は改装を行う場合には、事業所の所有権その他の使用権限を有すること。
- (2) 法人にあっては法人税申告を、個人にあっては所得税又は住民税に関して営業等の事業所得の申告をしていること。
- (3) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの及びこれに類する業種でないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。ただし、次に掲げるものは、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 用途が明確でない経費
- (2) 他の補助金の補助対象経費である経費
- (3) その他市長が補助対象経費とすることを不相当と認めた経費

(補助金の額及び限度額)

第6条 補助金の額及び限度額は、別表3のとおりとする。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

名 称	内 容
男女共同参画推進型	男女共同参画の実現に資することを目的に、労働者が使用する次のいずれかのものを新設し、又は改装する事業 (1) 男性用と女性用に区別された次のもの ア トイレ イ 休養所 ウ 更衣設備 エ シャワー設備 オ 洗面設備 (2) その他男女共同参画の実現に資すると市長が認めたもの
共生社会推進型	共生社会の実現に資することを目的に、労働者が使用する次のいずれかのものを新設し、又は改装する事業 (1) 段差解消、スロープ等 (2) 車いす専用カウンター等 (3) 多機能トイレ (4) その他共生社会の実現に資すると市長が認めたもの
就業規則等整備型	労働環境の改善を目的に、次の全ての内容が含まれる就業規則その他これに準ずるものの作成又は改正を行う事業 (1) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇

	<p>用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条及び第11条の3並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第25条に基づく雇用管理上必要な措置</p> <p>(2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく安全衛生管理体制を確立</p> <p>(3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく災害補償</p>
研修会等開催型	<p>外部講師を招いて実施する次のいずれかの研修会等を開催する事業</p> <p>(1) 職場環境の改善に資する研修会等</p> <p>(2) 労働力の確保又は雇用の定着を目的とした研修会等</p>
認定取得型	<p>次のいずれかの認定を新規取得する事業</p> <p>(1) えるぼし認定</p> <p>(2) くるみん認定又トライくるみん認定</p>
ステップアップ型	<p>次のいずれかの認定を取得する事業</p> <p>(1) えるぼし認定を取得した中小企業者等がプラチナえるぼし認定を取得すること。</p> <p>(2) くるみん又はトライくるみん認定を取得した中小企業者等がプラチナくるみん認定を取得すること。</p>

別表2（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費
男女共同参画推進型	新設又は改装に要する経費

共生社会推進型	新設又は改装に要する経費
就業規則等整備型	作成又は変更に必要な委託料及び報酬。ただし、顧問料及びこれに準ずる経費を除く。
研修会等開催型	研修会等に招く外部講師の謝金、交通費、会場借上料、資料代等
認定取得型	
ステップアップ型	

備考

男女共同参画推進型及び共生社会推進型の補助対象事業を実施する場合の業者は、原則として市内に事業所を有するものとする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

別表3（第6条関係）

補助対象事業	補助金の額	限度額
男女共同参画推進型 （新設）	補助対象経費の2/3の額	500千円
男女共同参画推進型 （改装）	補助対象経費の2/3の額	400千円
共生社会推進型	補助対象経費の1/2の額	300千円
就業規則等整備型	補助対象経費の1/2の額	50千円
研修会等開催型	補助対象経費の1/2の額	50千円
認定取得型	100千円	
ステップアップ型	50千円	